

静岡県臨床工学技士会 学術集会における 発表資料の著作権・倫理的配慮に関する規程

序文

本規程は、一般社団法人静岡県臨床工学技士会（以下、「本会」）が主催、共催、または後援する学術大会、セミナー、研修会等（以下、「学術集会」）における発表の質を保証し、学術的発展を健全に促進することを目的とする。さらに、発表者および参加者が遵守すべきルールを明確にし、学術活動に伴う法的・倫理的リスクを低減し、すべての関係者を保護することを目的とする。これは、発表者が安心して研究成果を公表し、参加者がそれを尊重する文化を醸成するための建設的な枠組みを提供するものである。

本規程は、本会が主催するすべての学術集会に適用される。対象は、口頭発表、ポスター発表等で用いられるスライド（PowerPoint 等）、抄録、配布資料など、発表に関連するあらゆる媒体（物理的・電子的形式を問わない）とする。

本規程は、以下の三つの基本理念に基づくものとする。

1. 知的財産の尊重: 著作権法を遵守し、他者の創造的成果に敬意を払うこと。
2. 研究倫理の遵守: 患者のプライバシーを最優先に保護し、生命倫理に関する指針を遵守すること。
3. 学術的公正性の確保: 利益相反（COI）を適切に開示し、研究の透明性と信頼性を担保すること。

本会会員各位が本規程の趣旨を理解し、遵守することにより、本会における学術活動がさらに活発化し、臨床工学分野の発展、ひいては国民の医療・福祉の向上に貢献できることを期待する。

第1部：規程

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、本会が関与する学術集会における発表および成果物の取り扱いに関し、著作権、個人情報保護、利益相反等の観点から遵守すべき事項を定め、学術活動の適正な推進と発展に資することを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、本会が主催、共催するすべての学術集会における発表者、座長、共同研究

者、および参加者（以下、「発表者等」という。）に適用される。

第3条（定義）

本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 発表資料：学術集会において発表の際に使用されるスライド、ポスター、配布物、音声、映像等の電子的または物理的な資料の一切をいう。
2. 著作物：思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものをいう。
3. 引用：公表された著作物を、自らの著作物において、報道、批評、研究その他の目的上正当な範囲内で、公正な慣行に合致する方法で利用することをいう。
4. 転載：他者の著作物を、引用の範囲を超えて自らの著作物において複製し、利用することをいう。
5. 個人情報：生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。
6. 利益相反（COI）：発表内容に関して、発表者が企業等との経済的な関係等により、公正であるべき判断に影響を及ぼす、またはそのように見なされる可能性のある状態をいう。

第2章 発表者の責務と遵守事項

第4条（基本責務）

発表者は、自らの発表内容が、科学的妥当性、倫理的配慮、および関連法規の遵守に基づいていていることに責任を負うものとする。研究の捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行ってはならない。

第5条（第三者の著作物の利用）

発表資料において第三者の著作物（文章、図、表、写真、映像、音楽等）を利用する場合、次条に定める「引用」の要件を満たすか、または著作権者から「転載」の許諾を得なければならない。

第6条（引用の要件）

著作物を引用する際は、以下のすべての要件を満たさなければならない。

1. 引用する著作物が公表済みであること。
2. 自らの著作物と引用部分が明確に区別されていること（明瞭区別性）。
3. 自らの著作物が「主」、引用部分が「従」たる関係にあること（主従関係）。
4. 引用の必要性があり、その目的上正当な範囲内であること。
5. 著作権法第48条に基づき、出典を適切に明示すること。
6. 著作者人格権を尊重し、引用部分を著作者の意に反して改変しないこと。

第7条（転載の要件）

著作物を転載する際は、原則として事前に当該著作物の著作権者から書面による利用許

諾を得なければならない。出版社等に出版権が設定されている場合は、その許諾も必要となる場合がある。

第8条（個人情報の保護と匿名化）

1. 症例報告など、個人情報を含む可能性のある内容を発表する場合、発表者は個人情報保護法および関連する倫理指針を遵守し、患者等のプライバシー保護に最大限配慮しなければならない。
2. 原則として、発表に先立ち、対象者本人またはその代諾者から、発表に関する十分な説明の上でインフォームド・コンセントを得なければならない。
3. 発表資料に含まれる個人情報は、特定の個人が識別できないよう、以下の基準に従い匿名化処理を施さなければならない。(ア) 氏名、イニシャル、入院番号等は記載しない。(イ) 住所は記載せず、地名は「A市」のように抽象化する。(ウ) 年齢は「30歳代」のように年代で記載することを原則とする。(エ) 日付は、X年、X+1年などの相対的な表記を用いる。(オ) 顔写真等、個人が特定されうる画像を使用する場合は、目を隠すなどの加工を施す。(キ) その他、複数の情報を組み合わせることで個人が特定されうる情報（珍しい疾患名と居住地域、職業など）の提示には特に慎重を期すこと。

第9条（利益相反の開示）

発表者は、発表内容に関連する利益相反（COI）の有無について、発表時に開示しなければならない。開示すべき COI がない場合も、その旨を明示するものとする。

第3章 発表資料の著作権の帰属と本会による利用

第10条（著作権の帰属）

学術集会で発表された発表資料の著作権は、原則として発表者本人（またはその所属機関）に帰属する。

第11条（本会による利用許諾）

1. 発表者は、本会に演題を申し込んだ時点で、本会が以下の目的で当該発表資料を無償で利用することを非独占的に許諾したものとみなす。(ア) 学術集会のプログラムや抄録集（電子的形式を含む）への掲載。(イ) 本会のウェブサイト等における、会員を対象としたオンデマンド配信（期間を限定する場合がある）。(ウ) 本会の活動報告、記録保存等のための複製。
2. 前項以外の目的で本会が発表資料を利用しようとする場合は、別途発表者の許諾を得るものとする。

第4章 禁止事項および違反時の措置

第12条（参加者の禁止事項）

学術集会の参加者は、発表者の許可なく、発表内容の録音、録画、写真撮影（スクリー

ンショットを含む）を行い、またはそれを第三者に配布、公開してはならない。

第13条（規程違反に対する措置）

本会は、発表者等が本規程に違反したと認めた場合、理事会の決議に基づき、当該発表の取り消し、将来の発表機会の制限、その他本会が必要と判断する措置を講じることができる。

附則

第14条（規程の改廃）

本規程の改廃は、本会理事会の決議によるものとする。

第15条（施行日）

本規程は、2026年1月8日より施行する。